

【質疑応答】

■ 事前質問に対して

(司会)

質疑応答、意見交換に入りたいと思います。壇上には、先ほど説明を行っていただきました3名が登壇しております。会場の皆様からのご質問に入る前に、事前にいただいた質問について、一部は講演の中でもご説明があったかと思いますが、いくつかご紹介させていただきながら回答をさせていただきたいと思っています。

厚生労働省と食品安全委員会に向けてのご質問になろうかと思いますが、輸入再開されたことが心配。アメリカから輸入される牛肉に本当にリスクはないのか、といった輸入措置に関する質問がございました。

(食品安全委員会 山本氏)

輸入緩和、米国产牛肉が心配ということですが、食品安全委員会としては、個別に各国の状況を精査し確認した上でリスクを評価しております。先ほど説明させていただいたとおり、実際の管理措置としてSRMの除去および飼料規制が行われる中では、現在の条件である30か月齢以下のものについてのリスクは無視できるということは、科学的な評価として受け止めていただきたいと思います。日本は今、BSEの発生国について輸入を全部ストップしております。輸入を解禁する際には、個別に厚生労働省から食品安全委員会に評価依頼があり、国別に評価をし、科学的に確認していることをご理解いただきたいと思います。

(厚生労働省 温井氏)

厚生労働省から輸入措置についてお話しします。先ほど説明をさせていただいたとおり、食品安全委員会の評価に基づき輸入条件を決めましたが、輸入条件がしっかりと相手国で守られているかどうかの確認を輸入解禁前に行っております。米国、カナダについては昨年12月、オランダやフランスについては今年1月に、現地調査という形で輸入条件が守られているか、SRMの管理ができているかどうかを確認したうえで輸入解禁となっています。また、解禁時だけではなく、これまでも米国、カナダの牛肉については、定期査察といって輸入条件が守られているかを実際に相手国に査察に行き確認しております。調査ではなく査察なので、アメリカの管理措置がちゃんとしているかどうかの確認を行い、問題があれば指摘し改善させる、こうしたことを毎年実施しています。定期査察については継続していきますし、査察だけではなく、検疫所に

において輸入牛肉の確認もサンプリングという形で実施しています。日本に送られてきた牛肉が輸入条件を守られているものかどうかのチェックを、検疫所が箱をあけ中身を見て確認しています。今後も、米国の管理措置の検証を引き続きやっていきます。アメリカに限らず、他の国についても同様です。

(司会)

月齢30か月齢未満の牛のSRMについて、廃棄処分とするしか方法はないのかという質問をいただいています。

(温井氏)

30か月齢未満のSRMというと、扁桃と回腸遠位部になります。これは引き続き流通させることはできず、と畜段階で処分をしなければなりません。30か月齢以下の頭部、せき柱、せき髄については分別さえきちんとしていれば流通が可能ですし、せき柱のついたティーボーンステーキとして利用は出来ます。30か月齢以下のこめかみ肉についても流通できます。そういった分別管理ができるものについては、廃棄処分せずに利用できる形になっています。

(司会)

日本におけるBSEの発生要因は特定されたのか。そして、BSE対策に関わるコストがどれほどで、その費用対効果というのは検証されているのかとご質問がありましたが、いかがでしょうか。

(温井氏)

発生原因についてですが、諸外国でも肉骨粉の飼料規制が大前提として行われています。これが世界的に行われているおかげで、BSEの発生がピークの3万7千頭から20頭以下になっていますので、定型BSEは肉骨粉がしっかり規制できれば防げるものと思います。ただ、非定型BSEについては、引き続き高齢での発症が科学的に分かっていますが、現在も研究を続けており、確認していく必要があると思います。非定型BSEについては、厚生労働省、農林水産省、食品安全委員会とで引き続き解明に向けて研究しています。

コストですが、正直、BSE対策に関わるコストは莫大で、どこからどこまでとはっきり申し上げられないというのが実情です。一つ明確にお答えできることは、国が補助していたBSE検査キットの検査費用、これは国庫補助として全て国で出していたわけですが、平成13年から数えますと約200億円です。200億円かけて、と畜場でのBSE検査を行った中で見つかったのが、21頭です。それは検査キットだけの話で、その他にも、厚生労働省で研究した成果を踏まえ、データを食品安全委員会に提出しているわけですが、研究費

用も十数億円かかっています。それはあくまで厚生労働省だけの話ですから、農林水産省、ほかのところも含めたらもっと莫大なお金がBSE対策に使われているという状況です。

(司会)

BSE全頭検査の見直しにあたっては、県民に事前に情報提供や説明をすべきではなかったのかとのご質問をいただきました。もう1つ、死亡した牛のBSE検査についてはどうなっているのかというご質問もいただいております。

この2つの質問については、岐阜県食品安全推進室よりご回答させていただきます。

(県食品安全推進室長)

第1点目の、BSEの全頭検査の見直しにあたっては、県民に対して事前に情報提供や説明をすべきではなかったか、というご質問でございます。おっしゃるとおりでございます、大きな反省点の一つとして認識しております。日頃から食の安全、安心はリスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーションの3つが重要なポイントであると機会があるごとに述べてまいりました。BSEの全頭検査見直しにあたっては、食品安全委員会や厚生労働省または県食肉衛生検査所などにより安全性が確認され、リスク評価、リスク管理がなされています。

残りの1つ、リスクコミュニケーションについては、国や一部自治体においては情報提供、情報共有、意見交換等を行いました。私ども岐阜県としては、事前に県民の皆様に対してリスクコミュニケーションを実施できなかったということで、誠に申し訳なく思っています。BSEの全頭検査見直しについては、食品安全委員会、厚生労働省からご説明があったとおり、科学的知見に基づき、見直しをしても人の健康への影響を無視できるという評価を得て、全国一斉に見直されたものでございます。ご承知のとおり、国際的な評価や全国一斉に制度の変更を実施する必要性を踏まえながら、県内の混乱が最小限にとどめられるという前提で、国が示した7月1日という期限ギリギリまで情報収集と整理をしながら、知事が判断をしたところです。こうした経緯を踏まえ、県としては7月1日の制度改正を終着点とするのではなく、こうしたシンポジウム等を開催し、県民の皆様のご理解を得るよう努めてまいります。ご理解のほど、よろしく申し上げます。

もう一点は、死亡した牛のBSE検査についてはどうなっているかについてです。この質問については、農政部局の所管でございますが、本日は回答を事前に聞いておりますので、ご紹介させていただきます。

死亡した牛のBSE検査については、全国の自治体は平成16年4月から開

始しました。岐阜県は少し早く、平成15年12月から開始しております。検査対象月齢は24か月齢以上ということで制度を開始し、現在のところ、その制度のとおり実施しているところでございます。制度開始より取扱いの変更はなく、今の時点で変更される、あるいは変更を検討しているという情報はございません。

この検査については、BSE感染牛は、数年単位の潜伏期間を経て、中枢神経の異常や歩行異常などの症状があらわれ、そこから死亡という経緯をたどります。したがって、症状があり死亡した牛については感染していた可能性が高く、こうした牛を発見することで、その後の牛の処理、管理ができるということのみならず、BSE感染の帰序、発生状況の把握、予防対策の貴重なデータとなるため、現在も継続しているところです。死亡牛は食用や餌、肥料飼料等には転用されることは決してなく、管理のもと処理されているところでございます。

(司会)

日本は国際獣疫事務局、OIEからBSE発生リスクが最も低い清浄国と認定されましたが、それでも牛トレーサビリティ制度が今後も必要なのでしょうかとご質問がありました。

これについては、事前に東海農政局消費安全部安全管理課よりご回答の文章をいただいておりますので、読み上げさせていただきます。

近年、BSEやO157などによる食中毒事故、残留農薬、食品表示偽装など、食に対する信頼を大きく損なう事例が多発しています。また、意図的に人体に影響を与える物質を食品に混入したと推測される事例、食中毒の危険性を認識しながら販売、提供したと推測される事例など、従来は想定してこなかった事件事故が起こるなど、食品に対する消費者の安全、安心の確保の視点に立った制度の構築が求められています。

このような背景から、官民で食品のトレーサビリティ制度の導入が進められています。食品のトレーサビリティ制度は、生産、加工、流通、販売などの各段階で仕入先、販売先、生産製造方法などを記録保管して、食品とその情報を追跡、遡及するための一連の仕組みです。このような食品のトレーサビリティ制度を構築することによって、食品事故、事件に起因する健康被害と、経済的損失の抑制、安全性の確保による業界の健全な発展を目的としています。

牛トレーサビリティ法は平成15年にBSEのまん延防止と畜産関連業界の健全な発展による消費者利益の増進を目的として制定されましたが、食品のトレーサビリティ制度の役目を終えたわけではありません。例えば平成23年7月には、東日本大震災に起因して発生した東京電力福島第一原子力発電所

事故によって放射性セシウムに汚染された稲わらを給与された牛の肉から暫定基準値を超える放射性セシウムが検出されました。この際、牛のトレーサビリティ制度を活用して市場から汚染された牛肉を迅速に隔離するなど制度が有効に機能した例だと考えております。今後とも牛のトレーサビリティ制度が適正的確に機能するよう務めてまいります。

(司会)

最後の質問になりますが、県内産の畜産品振興に関するご意見を頂いております。県下で飼育されている家畜の肉は安全であると思っておりますが、県でも宣伝に力を入れてほしいというご意見を頂いております。

県の担当部局である農政部畜産課より、コメントを得ております。

岐阜県では、銘柄畜産物である飛騨牛や飛騨けんとん、美濃けんとん、奥美濃古地鶏について、これらの銘柄を普及推進する協議会に対し、普及宣伝に係る経費の助成を行うなど、今後も畜産振興に力をいれていきたいと考えております。

以上で、事前にいただいておりましたご質問やご意見に対してのご紹介は終わらせていただきます。

■ 会場からの質問に対して

ここで会場の皆様からのご意見、ご質問を承りたいと思います。ご質問のある方は挙手をお願い致します。指名いたしましたら、係のものがマイクをお持ちしますので、できればご所属お名前などをお願いできればと思います。

なお、本日ご参加いただけなかった方を含め、広く情報提供をさせていただくことを目的に、今回の説明概要と意見交換の様子は、後日岐阜県ホームページで公表する予定でございます。記録にご所属やお名前を記載させていただくことに不都合がある方はその旨をお申し出ください。できるだけ多くの方にご意見をいただきたいので、ご発言は要点をまとめて2分程度でお願いします。

○質問者 1

私は、岐阜市に住むコウヤマといいます。私の叔父が以前、岐阜で牧場をやっておりました。今は北海道で牧場をやっています。牧場と言っても乳牛ですが、BSEに感染した、例えば乳牛が出す乳、これは大丈夫なのかということと、BSEに感染した乳牛をさきほど解体し食用にしないとお伺いしましたが、そういう場所の正常な牛は処分して食用になるのでしょうか。

(山本氏)

S R Mの議論の中で、乳汁の安全性は問題ないと結論がでています。それは食品安全委員会が発足する前、日本で2001年9月に1頭目が発生し、それも乳牛でした。国際的にミルクの安全性は確認されています。当時大変な風評被害が出て、ミルク業界の人たちは、決して発生農場のミルクであっても絶対出荷停止はしない、誤った科学的認識をもたれるということで、たとえ買い控えを受けても出荷し続けた、というようなこともありました。国際的にもミルクの安全性は確認されております。

同じようなことで、発生した農場の牛はどうするのかについて。発生農場の牛というのは、個別に検査して問題なければ良いはずですが、ルールとして、感染牛と同じ農場で一年以内に生まれ育った牛は、同じ餌を食べていたはずだから、処分しましょうというのがルールです。個別に一頭一頭リスク評価したらどうかというのがありますが、現在のところはこうした管理措置となっています。昔は、乳牛は子どもを産みますので、仔牛についても処分していましたが、親子感染するという病気ではありませんので、世界的な取扱いと同様に、日本でも仔牛は処分しなくても良いということになっています。いずれにしても、現状のルールでは48か月超えた段階でこういった牛は検査で感染状況が確認されていきます。

○質問者2

岐阜県生活協同組合連合会のカワハラといいます。輸入牛肉の月齢は今後、あげていくことがあるのかどうか。資料2の46ページに肉骨粉の資料がありますが、これは日本では豚や鶏は肉骨粉の飼料を使っているということだと思のですが、いわゆる牛の肉骨粉でB S Eが発生したような事が豚や鶏では発生しないのか、ヨーロッパでは全面的に禁止されているが、米国やカナダ、日本では一部使用されていることをどのように評価したらいいかということをお教えいただけますでしょうか。

(山本氏)

輸入月齢については、米国、カナダ、オランダ、フランス、国内だけ48か月の答申を出しております。海外については今後評価するというので、日本と同水準の評価をしなければいけないので、各国の措置がどうなっているのか、発生後何年経っているのか、こうしたデータを今後我々が評価して結果を出すというステップがあります。我々が評価した結果が出ないと月齢を変えようというステップにはならないという状況です。

(温井氏)

46ページの飼料規制の話ですが、豚の肉骨粉を豚や鶏にも使用しても良いですよ、ということです。これについては、製造するレンダリング施設でしっかりした管理がされています。コンタミネーション、交差汚染とありますが、牛の餌に混じることがないように、豚は豚でちゃんと管理できる施設で受け入れており、農林水産省が立入検査を行い、管理の確認をしております。そういう交差汚染のない施設において利用されているという状況になります。

(山本氏)

もう一点、豚から豚への病気ということでもよろしかったでしょうか。豚のプリオン病、鶏のプリオン病というのは、今のところ世界的に確認はされてはおりません。ただ、EUでは、豚のものは豚には与えないというのは管理上のルールとして決まっておりますが、バックデータとして病気があるからということではなく、自主的な管理措置として、政策的に管理するということになっております。プリオン病というのは、シカでCWDというものがあったり、ミンクのプリオン病あったり、いくつか見つかってはおりますが、豚と鶏は、魚もですが、現在のところ確認されてはいません。畜産のライフサイクル、経済的なサイクルが短いということもあります。豚は肥育されるのに6ヶ月以下です。ブロイラーも8週で2ヶ月以下なので、非常に短いサイクルです。プリオン病のようなものが生じ得ないような、短いサイクルのためかもしれません。

プリオン病がない以上、牛に豚や鶏の肉骨粉を与えても問題ないということですが、日本のルールでは、牛には全ての家畜の肉骨粉を与えてはいけないことになっています。それは肉骨粉を作る過程で、牛の肉骨粉が混じるという交差汚染のリスクを排除したいからです。牛に肉骨粉を与えないのは、豚の肉骨粉が危ないからではなく、それに牛の肉骨粉が混じってくるという、わずかなリスクを排除したいからです。米国については、牛に豚の肉骨粉を与えるのはOKとしています。

(終わり)